

資料 1 用語の定義

要求水準書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「供用開始」とは、本施設の一部又は全部の供用を開始することをいう。
- 2 「法令」とは、法律、政令、省令、条例若しくは規則、又は通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の判決、決定、命令、仲裁判断、その他の公的機関の定める一切の規定、判断、措置等をいう。
- 3 「事業予定地」とは、本事業の整備対象施設が立地する敷地をいう。
- 4 「バリアフリートイレ」とは、高齢者や障がい者等の利用に適正な配慮が必要なトイレの総称をいう。従来「多機能トイレ」「多目的トイレ」と呼ばれていたものも含む。
- 5 「利用者」とは、本施設を利用する生徒、職員、保護者、来訪者、従事者等の関係者をいう。
- 6 「GIGAスクール構想」とは、1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現する文部科学省の取り組みのことをいう。
- 7 「シックスクール」とは、学校施設に起因するホルムアルデヒド、トルエン等の化学物質に汚染された室内空気へのばく露(曝されること)による健康被害に加え、体質等により極微量な化学物質に過敏に反応する児童生徒等の健康影響を含めた複合的な問題の総称をいう。
- 8 「インクルーシブデザイン」とは多様な背景を持つ人たちとともに、企画開発を進めるデザイン手法をいう。また、「インクルーシブ教育」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶことをいう。
- 9 「ラーニング・コモンズ」とは、書籍やICTツールによって得られる各種情報資源を、生徒が自主的に活用できる空間のことで、自分で調べる、生徒同士で学び合うなどの主体的な学習活動が展開できる空間のことをいう。
- 10 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常、予見可能な範囲外のもの(入札説明書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。)などであって、本市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」には含まれない。

- 11 「設計図書」とは、要求水準書に基づき、事業者が作成する基本設計図書、実施設計図書その他の本施設の設計に係る一切の書類をいう。
- 12 「施工計画書」とは、事業者が作成する本施設の建設工事に係る施工手順及び施工方法を記した書類をいう。
- 13 「完成図書」とは、事業者が作成する本施設の竣工に係る一切の書類をいう。